

令和5年度岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会（第1回） 議事概要

- 1 日 時 令和5年9月22日（金） 14:00～15:50
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会委員 12名
岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会オブザーバー 10名
(参照：出席者名簿)

4 議事内容及び主な意見

(1) 岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく施策の実施状況について

- ・ 第1期の取組により、実績が積み上がってきたとの説明だが「見える化」するための「アウトカム」が見えない。「実際にどのような効果が上がっているか」という評価をしなければならぬと思う。関係者間の「横の繋がり」についても、まだ十分ではないと思う。
- ・ ギャンブル等依存症の患者を医療機関に繋げるとの説明だったが、ギャンブルの問題を抱えた方が全て精神疾患であるとは思われない。とりあえず精神科医療機関での治療を受けていただくことはよいと思うが、「ギャンブル等依存症は病気だ」という点を強調することは注意が必要
- ・ ギャンブル等依存症の患者数増加は事実。ギャンブル等依存症の患者は、薬物やアルコールの依存症の患者のように周囲の人が病院に連れてくるよりも、借金の問題を家族には知られたくないとの理由から、自分で受診することが多いと思う。ギャンブル等依存症を全て「病気」と括ってしまうことへの注意は、そのとおりと思う。「病院で治療を受けてみよう」という思いを持っている方は、少しずつ増えている印象を持っている。
- ・ 日本貸金業協会では多重債務問題への対応策として「貸付自粛登録」の取扱いを受け付けている。各種の多重債務に関する相談も受け付けているが、近年のコロナのピークを越えたこともあり、昨年度に比べると、今年度は若干の相談件数の増加が見られる。ギャンブルによる貸付け自粛の申出は、全国平均と東海地区とで同程度であり、やや増加傾向が見られる。成人年齢の引下げに関しては、若年層向けのリテラシー教育に取り組んでいるが、年齢の引下げが相談件数の増加と直ちに繋がっているとは考えていない。

(2) ギャンブル等依存症対策推進基本計画（国計画）の令和4年変更について

- ・ 1点目に、ネット投票の増加に関して、ネット利用により個人の課金額が大きくなっていることはないか。2点目に、購入限度額の関係で「ネット投票利用不可」とは、どのような意味か。3点目に、（第2期計画で重視する関係機関の連携について）「点と面」との比喻で説明されたが、「面」というのは横の繋がりを意味するのか。
 - 1点目について、個人の「課金額の増大」に関する情報は把握できていない。2点目については、本人や御家族の申告に基づき設定された一定の限度額を超えると利用が停止され、ネット投票自体ができなくなるもの。3点目の「点と面」については、「点」である各機関が連携を強化し、重層的な支援を行い、連携体制を「面」での広がりをもって充実させていくという考え方（事務局）
- ・ どの依存症もそうだが、特にギャンブル等依存症は、使うお金が無いとギャンブルはできないわけだが、集団治療プログラムでも「給料が入った」「臨時の収入があった」という場合にどのように対応するかは、大きなテーマとなっている。
- ・ ネットでの売上の伸びについては、民間のポータルサイトにおいても顕著。サイトでは「ポイントサービス」をうまく活用している。お金が入った時よりも、日にちを決めてポイントサービスをPRし、そこで売上げが伸びているという状況
- ・ ミッドナイト開催のようにネット購入しかできない場合に、現場へ行けない若い人たちが課金するという可能性については、一定年齢以上でないと口座を開設できないため、そこで（未成年は）シャットアウトできる構造になっている。
- ・ 競馬についてもネット購入が98%を超える状況。ネット購入では投票券購入者の年齢層について、なかなか見えづらくなっている状況と思っている。

- ・ ギャンブルにおいてネット課金を持ち込むことは(課金に対する)ハードルを下げることで、つまり、「射幸心をあおる」ことに繋がるものではないか。個人的には好ましいことではないと思うが、現在のネット社会の中でネット課金を禁止することは現実的ではなく、致し方ないと思っている。
- ・ ネット投票の増加により、依存に至るまでの過程が変化していると思われる。
- ・ ネット購入の便利な部分に使いやすさを感じている人はいる。購入サイトにアクセスするとテロップで「賭け過ぎ注意」といった一言でも良いので、(ネット購入者が)目にする機会が増えると注意喚起になるのではないか。チラシなどで目に触れるのも一つの方法としてよいのではないか。
- ・ 依存状態に入ると周りが見えなくなり、ただ無心にギャンブルに突き進んでいくという状態になることもあると思う。その意味で、ネットはワンクリックするだけのものであり、脳の動作との関係というか、相性は非常に悪いものだと思う。「入りにくくする」「何らかの警告を出す」といった取組があるとよいと思う。
- ・ ネットカジノというのは、ネットゲームと本質的に同じになってしまうと思う。できるだけ色々な注意喚起をするなど、ハードルを少し上げる必要があるのではないか。「ギャンブルに対する構え」というのは、もはや競輪や競馬ではなく、ネットのゲームと同じになってしまうと思う。

(3) 岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画第2期計画骨子(案)について

- ・ 債務整理等では、ギャンブルが原因の相談はあまり多くはない印象。統計を取っているわけではないため、データも把握できていない状況だと思っている。相談が少ないので正確に把握できていないのか、相談の入口があまり伝わっていないために少ないのか、この点がわかるともう少し具体的な対応が採れるのではないかと思う。
- ・ 司法書士会の総合相談センターで取っている統計結果からは、パチンコやスロット、競馬競輪等のギャンブル関係が理由である者は非常に少なく、今多い理由は生活困窮だと感じている。20年ほど前だと、男性ではギャンブル等依存症といっても過言ではないレベルの借り入れをしていた人も多くいた。
- ・ 東海地区は比較的工作が多いという地域性があるかもしれない。「仕事があり、実際の生活も追い詰められていない。家族もわかっていないのだが、依存症治療ができるということがわかったので来た」という方もいる。
- ・ ギャンブル問題に関する就労支援でも、是非、ハローワークを利用いただきたい。
- ・ 色々と話を伺うとギャンブル等依存症患者はあまり多くない印象がある。実態調査を踏まえた対策が必要では。医療機関として、どの程度の患者の受入れがあるか想定のないまま第2期計画の方向性にある医療提供体制の充実を図ると、医療体制づくり、県の精神科病院での対策作りは難しいものになると思う。例えば委員の先生方の話を持ち寄って想像される概数でもよいので、患者数を想定することで、現実的な体制になると思う。
- ・ 相談件数が増えたというのは喜ばしいが、最終的に医療に結びつけるということであれば医療供給体制を考える必要がある。そこが曖昧だとプランが実効性のあるものにならないと思う。
 - 現時点、実態調査までは検討していないが、精神保健福祉センターや各務原病院での相談件数も増えており、外来受診者数も増えている。センターや病院に来られた方の相談内容を踏まえ、「治療が必要な状態か」「まだ初期の段階か」「家族教室の段階なのか」などの分析はできると考えている。相談実績や個々のデータも集まってきており、今後はこれらの情報も分析できればと考えている。患者想定数を踏まえた対策の重要性を認識するとともに、現在困っている方々の声を聞きながら、どのような対策が適切かを検討していきたい。(事務局)
- ・ 看護師の普段の仕事では、ギャンブル等依存症についての相談が前面に出てくることはまぎない。ただ、仕事の中で2次的に話が出てくることもあるので、その際には、相談先等の

紹介ができるよう、会員に対しては普段から情報提供している。今後も、様々な情報を会員に伝え、相談先等の紹介ができればと思っている。

- ・ 基本法の制定後、依存症の拠点機関ができた際、岐阜県では、その成果として回復支援マップを作成した。アルコール、ギャンブル、薬物等についての相談機関、医療機関、自助グループなどが一覧で見られるものだが、医療機関、相談機関、自助グループも当時より増えている。現在、改訂版を作っているが、そういったものがあるということも、今日参加の各団体の方に御理解願えるとありがたい。
- ・ 次年度の目標は、各部署がそれぞれに見識を深めるというよりも「横の連携」を含めて顔が見える関係の強化である。年2回程度のこのような機会だけですぐ裏付けされるものではないが、このように個々に御意見いただくことで色々わかってくると思う。

(4) 意見交換

- ・ ギャンブル等依存症は社会生活を行っていく上で避けて通ることができない部分もある。互いに協力し、少しでも、悲惨な人が減る、増えないようにするのが、精一杯我々関係者が岐阜県として進めることだと思う。
- ・ 愛知県の関係機関を利用する方も結構いると思う。岐阜県と愛知県との共同の取組みなども視野に入れるといいと思う。
- ・ すぐにオールジャパンでやるのは難しいかもしれないが、オール岐阜からオール東海等枠組みを少しずつ広げるとするのは必要だと思う。

令和5年度岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会（第1回） 出席者

令和5年9月22日（金）

オンライン開催

委員

（協議会設置要綱別表順／敬称略）

	所 属	職 名 等	氏 名	備 考
1	医療法人杏野会各務原病院	院長・理事長	天野 宏一	
2	医療法人静風会大垣病院	院長・理事長	田口 真源	
3	岐阜県医師会	常務理事	平野 良尚	欠席
4	公益社団法人岐阜県看護協会	専務理事	細井 智子	
5	岐阜県精神保健福祉士協会	会長	浅野 雅彦	
6	岐阜県臨床心理士・公認心理士協会	臨床心理士	堀 智哉	
7	岐阜県弁護士会	弁護士	松本 尋規	
8	岐阜県司法書士会	理事	伊藤 謙一	
9	岐阜労働局職業安定部	職業対策課長	新田 嘉紀	
10	岐阜県遊技業協同組合	専務理事	森 浩孝	欠席
11	岐阜県地方競馬組合	参与兼経営課長	渡邊 晶保	
12	岐阜市行政部（競輪事業課）	次長兼競輪事業課長	前田 仁	欠席
13	大垣市経済部（公営競技事務所）	所長	高橋 武	
14	日本貸金業協会岐阜県支部	事務長	福井 秀明	
15	ギャマノン岐阜グループ		匿 名	

オブザーバー

1	岐阜県警察本部 生活安全総務課	風俗行政係長	—	欠席
2	環境生活部 私学振興・青少年課	青少年係長	山内 あずさ	代理出席
3	環境生活部 県民生活課	課長補佐兼 消費生活安全係長	古川 有里	代理出席
4	健康福祉部 地域福祉課	課長補佐兼 生活支援係長	安藤 正信	代理出席
5	健康福祉部 障害福祉課	発達障害支援係 主事	中村 祐香里	代理出席
6	健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課	児童養護第一係 主任	大野 菜摘	代理出席
7	商工労働部 労働雇用課	課長	桑原 秀幸	欠席
8	農政部 農政課（笠松競馬支援室）	課長補佐兼 支援係長	島田 誠	代理出席
9	教育委員会 体育健康課	課長補佐兼 学校保健係長兼	池田 勉	代理出席
10	商工労働部 商業・金融課	課長補佐兼 資金融資係長	井澤 洋	代理出席
11	岐阜県保健所長会	恵那保健所長	加納 美緒	

事務局

1	健康福祉部 保健医療課	課長	井上 玲子	
2	健康福祉部 保健医療課	こころの健康推進監	森 稚加子	
3	健康福祉部 保健医療課	課長補佐兼 精神保健福祉係長	奥村 浩康	
4	健康福祉部 保健医療課	主査	小林 嵩人	
6	精神保健福祉センター	主査	和田 淳一郎	